

質問回答

令和8年度 呉市ネーミングライツパートナー 募集要項

1	質問	ネーミングライツ契約（年間 100 万円）につき、下記をご確認させていただきます。 ① 支払方法は「一括払い」「分割払い」のいずれが可能ですか？ <ul style="list-style-type: none">◆ 分割払いが可能な場合<ul style="list-style-type: none">• 分割回数• 支払スケジュール• 必要書類の有無
	回答	ネーミングライツ料（呉市アーバンスポーツ施設については年額100万円（税抜）以上）につきましては、毎年度、当該年度の年額を一括して納付いただくことを想定しており、これまでに他のネーミングライツパートナーとの分割払いの実績はございません。 なお、分割納付をご希望の場合、ネーミングライツパートナー候補者の決定後、別途調整させていただきます。
2	質問	② ネーミングにあたり、使用を避けるべきキーワードがございますか？
	回答	詳細につきましては、募集要項P2「4 ネーミングライツの条件（1）基本条件」を参照ください。 使用できない愛称の主な条件としましては、次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none">• 民間施設を含む他の施設等と混同するもの• 指定管理者の事業目的と競合する企業の名称等• 法令等に違反するもの、公序良俗に反するもの、政治性や宗教性のあるもの（呉市広告掲載取扱要綱第4条及び呉市広告掲載基準第3条により広告掲載を行わないことが規定されている内容） なお、今回募集しております呉市アーバンスポーツ施設の愛称の条件は、「アーバンスポーツをイメージできるものとする」とされておりますので、合わせてご留意ください。
3	質問	愛称の看板設置数、大きさ、設置場所等について指定はございますか？
	回答	看板の設置数、大きさ、設置場所また設置方法等について、指定はありません。ネーミングライツパートナーがご自由に提案いただけますが、設置にあたり施設所管課との調整が必要であり、施設の維持管理に支障のある場合等は設置いただけません。 なお、看板の設置費、維持管理費、撤去費はネーミングライツパートナーにご負担いただきます。